

○ 蕪崎市女性活躍企業応援事業奨励金支給規則

令和5年3月24日規則第15号

蕪崎市女性活躍企業応援事業奨励金支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職場における男女共同参画の推進のため、女性の活躍推進及び女性の働きやすい職場環境づくりの実現に向け積極的に取り組む事業者を支援する蕪崎市女性活躍企業応援事業奨励金(以下「奨励金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「事業者」とは、法人格を有する企業をいう。

(支給対象事業者)

第3条 奨励金の交付対象となる事業者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市に対する市税等の納付義務のある事業者
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく「えるぼし認定」、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「くるみん認定」又は「山梨えるみん」認定制度実施要綱に基づく「山梨えるみん認定」、「山梨クリスタルえるみん」認定制度実施要綱に基づく「山梨クリスタルえるみん」(次号及び第5条において「えるぼし認定等」という。)を取得していること又は認定申請者(えるぼし認定等の申請をしようとする者又は申請をした者をいう。)であること。
- (3) えるぼし認定等の認定の取得に伴い、事業者の女性活躍推進に関する取組の実施情報の提供及び当該情報を市ホームページ等に掲載することに協力できること。
- (4) 国税、県税及び市税等に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、奨励金の支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (3) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する政治団体に該当する者又は宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体に該当する者
- (4) その他市長が奨励金の交付の対象として適当でないと認める者

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は予算の範囲内において、別表に定める奨励金の種類に応じ、それぞれ同表に定める対象者、奨励金額及び支給回数とする。

(奨励金の支給申請)

第5条 奨励金を受けようとする者は、蕪崎市女性活躍企業応援事業奨励金支給申請書(第1号様式)に奨励金の種類に応じてそれぞれ別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(奨励金の支給決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金の支給の可否を決定したときは、蕪崎市女性活躍企業応援事業奨励金支給・不支給決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 前条の規定により支給の決定を受けた者(第9条において「支給決定者」という。)は、蕪崎市女性活躍企業応援事業奨励金支給請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の支給)

第8条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに内容を審査し、奨励金を支給するものとする。

(奨励金の取消し等)

第9条 市長は、支給決定者が偽りその他の不正な手段により奨励金の支給を受けたときは、その支給の決定を取り消し、既に支給した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金の支給の決定を取り消したときは、蕪崎市女性活躍企業応援事業奨励金支給決定取消通知書(第4号様式)にその理由を付して支給決定者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 この規則の失効の時に現に規則第6条に規定する支給の決定を受けた者については、この規則は、その時以後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第5条関係)

奨励金の種類	対象要件	奨励金額	交付回数	添付書類
認定取得奨励金	えるぼし認定等を取得了事業者	10万円	一事業者 1回まで	(1) 登記事項証明書 (2) えるぼし認定等の認定取得を証明する書類の写し (3) 国税、県税及び市税等に滞納がないことを証明する書類(奨励金の申請書の同意事項に同意した場合は、市税等に関する証明書の提出は不要とする。以下同じ。)
専門 家派 遣奨 励金	えるぼし認定等を取得了事業者又は認定申請者のうち、「えるぼし認定」又は「くるみん認定」の認定の申請に伴い社会保険労務士の派遣を行った事業者	派遣 1回 につ き 15,00 0円	一般事業 主行動計 画の作成 に伴う派 遣は、2 回まで	(1) 登記事項証明書 (2) 社会保険労務士へ派遣料を支払ったことがわかる書類 (3) 一般事業主行動計画の写し (4) 国税、県税及び市税等に滞納がないことを証明する書類
			認定に係 る申請書 の提出に 伴う派遣 は、1回 まで	(1) 登記事項証明 (2) 社会保険労務士へ派遣料を支払ったことがわかる書類 (3) 認定に係る申請書の写し (4) 国税、県税及び市税等に滞納がないことを証明する書類